

草幼発第1611号

令和2年5月15日

民間の就学前教育・保育施設に通園する
園児の保護者様

草津市子ども未来部
児童課長

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、本市では、国・県の新型コロナウイルスにかかる「緊急事態宣言（緊急事態措置）」の延長を受け、幼稚園・認定こども園・保育所について、臨時休園や登園自粛の要請をお願いしているところです。

このような中、本県では、「緊急事態宣言」が解除されたこと、本市では、4月25日以降、新たな陽性者が確認されていないことに鑑み、市立幼稚園・認定こども園（教育認定）について、感染防止策を講じた上で、6月1日から再開することとします。

また、保育所・認定こども園（保育認定）においては、「緊急事態宣言」は解除されたものの、滋賀県は、県の独自基準である「警戒ステージ」として感染拡大防止対策に取り組むこととされたことから、本市においても「家庭保育協力」については、5月31日まで「経過観察期間」として継続することとし、感染防止策を講じた上で、6月1日から通常保育とします。

なお、「家庭保育協力要請」の終了により、6月以降の保育料については、日割りの対応となりません。

保護者の皆様方には、これまで家庭保育協力の要請に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございました。心より深く感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症にかかる事態は、未だ予断を許さない状況であり、第二波のリスクも考えられます。今後も社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症への対策を講じていかなければならぬことから、保護者の皆様方におかれましては、お子様の健康管理や衛生管理等、感染拡大防止の取組に引き続き御協力くださいますようにお願いいたします。

記

【再開等にあたって、お願いしたい具体的な取組】

☆登園前に毎朝検温をしてから登園してください。

☆引き続き子どもと家族の健康シートに記入し施設に報告してください。

※健康管理方法につきましては、各施設へお問い合わせください。

☆発熱等の風邪の症状が見られる場合は、しっかり養生をしてから登園してください。

（解熱後24時間以上経過し、呼吸症状が改善傾向となるまで）

☆保育中に体調の変化が見られた場合は、連絡をさせていただきますので、速やかなお迎えをお願いします。

【発熱等がある場合の対応について】

- ・「保育所における感染拡大防止のための留意事項について」（第二報）令和2年5月14日（厚生労働省通知）に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるように要請することとされています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められています。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられることから、主治医や保健所、施設等と相談して対応してください。
- ・過去に発熱等が認められた場合にあたっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き子どもの健康状態に留意してください。

【御家庭で配慮や御注意をしていただきたいこと】

- ・保育施設と連携していただき、毎朝の検温および風邪症状がある場合は必ず伝えてください。また、同居の御家族も検温や体調確認に取組んでいただき、何か変わったことがあれば施設にお伝えてください。
- ・咳エチケットやうがい、手洗いをして衛生管理に努めてください。
- ・十分な睡眠をとって体を休め、免疫力を高めてください。
- ・バランスのとれた食事等に留意してください。
- ・早寝・早起きを心がけ、生活のリズムが乱れないようにしてください。
- ・できるだけ人ごみを避け、不要不急の外出を控えてください。
- ・発熱、せきなどの症状のある場合には、（保育所・幼稚園・こども園）に連絡してください。

【帰国者・接触者相談センターに相談いただく目安】

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

◆重症化しやすい方（※）で、発熱などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので強いと症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

＜新型コロナウイルスに関する健康相談＞

帰国者・接触者相談センター（滋賀県健康医療福祉部相談センター）

相談時間：平日、土日祝日 24時間

TEL 077-528-3621

Fax 077-528-4865

E-mail:corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

【その他のお願い】

- ・感染者や医療従事者等への不当な差別や偏見の事例が一部において指摘されております。
- ・このような差別や偏見が生じないように、一人ひとりが人権意識の向上に努めましょう。

草津市子ども未来部幼児課
参事 前田 典子
TEL 077-561-6878
Fax 077-561-6780